

官民競争入札等監理委員会  
第309回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第309回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和6年4月17日（水）16:02～16:45

場 所：永田町合同庁舎1階・第1共用会議室

1. 開 会
2. 企画小委員会における審議の状況について
3. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象事業の選定結果等について
4. 「公共サービス改革基本方針（原案）」について
5. 実施要項に関する指針、標準例等の改正について
6. 閉 会

<出席者>

（委 員）

浅羽委員長、古笛委員長代理、石川委員、石田委員、梅木委員、小尾委員、辻委員、  
中川委員、野口委員、古尾谷委員、前田委員

（事務局）

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○浅羽委員長 皆様、定刻となりましたので、第309回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、議事次第のとおり、2から5について御議論いただきます。

まず初めに、議事次第の2、企画小委員会における審議の状況について、御審議をいただきたいと思います。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○大上参事官 それでは、事務局より御説明いたします。資料1の企画小委員会における審議の状況を御参照いただければと思います。簡単ではございますけれども、私から御紹介いたします。

令和5年度は、第7回から第9回の3回にわたりまして開催いたしました。第7回・第8回では、2040年問題をはじめとする自治体における課題に対応するために多くの自治体において推進されているDXの取組状況についてヒアリングを行い、意見交換を行いました。

第7回では、自治体のDXの取組を後押ししている総務省の自治行政局から、自治体DX推進計画の概要、自治体フロントヤード改革やシステム標準化など、総務省の取組について基調講演をいただきまして、委員の方々との意見交換を行いました。意見交換では、DXを担う人材育成や人材の確保などについて話題になりましたほか、フロントヤード改革による効果の把握が重要ではないかといったコメントをいただいたところです。

第8回では、行政サービスや行政事務の改革にデジタル技術を積極的に活用している岐阜県下呂市から取組状況についてお話を伺い、意見交換を行いました。下呂市では、民間事業者のサービスを活用したプッシュ型の行政サービスの実施や、デジタル技術を活用した業務改革によりコスト削減を実現するなど、役所全体を挙げてDXを推進しているとのことでした。今後は、行政改革により生まれた時間などを住民サービスに還元していきたいといったお話を伺い、委員からも、業務改革による効果を住民に還元していくことが重要とのコメントをいただいたところです。

第9回では、昨年度も取り組んでおりましたけれども、広報のデジタル化に関する実態調査の結果概要と、広報紙の配布方法に係る事例集の概要を事務局から御報告し、委員各位に御議論いただきました。広報のデジタル化に関する実態調査では、「広報のデジタル化により、広報担当の業務負担やコストが増えている」または「今後増えると想定している」との回答が多かったことに関しまして、コンテンツ作成をはじめ、デジタルを前提とした業務の見直しや効率化など、考え方の転換そのものが必要といったコメントをいただいたところです。

また、2040年問題をはじめとする自治体における課題に対応するために、DXは必然ではありますけれども、DXによる業務改革の効果や成果を住民サービスに還元していくことが重要であること、最終的な判断は自治体ではあるものの、総務省としてはDXを活用した業務改革や民間との連携により現状を改革していくべきであるという方向性を示

していくべきではないかといった御意見を委員の方々からいただいたところです。

令和5年度の調査報告書及び事例集は、総務省のホームページにて今後公表予定としております。

簡単ではございますけれども、以上、御報告いたします。

○浅羽委員長 どうもありがとうございます。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、古尾谷主査から補足等ございませんでしょうか。

○古尾谷委員 ありがとうございます。古尾谷です。

今回も3回にわたって委員会を開催させていただきましたけれども、委託調査に関しましては、実態調査を詳細にやっていただきました。

それから、まず自治体DXについては、デジタル庁や総務省、様々な主体がある中で、この委員会でどういう検討をしていくのかというのは悩ましい課題ですが、まずは総務省の自治行政局のほうから進行状況のお話をお聞かせいただくということで、私たちのこの企画小委員会では、特に小規模自治体、人口20万人以下程度のなかなか行政改革や行政システムを見直すのが困難な自治体に対して、どういう示唆ができるのか、支援ができるのかというのを主体に考えてまいりました。

その上で、まず民間委託につきましては、民間委託の必要性等は中規模自治体ではもうかなり採用されており、ただ、範囲をいかに拡大しても、民間における主体となり得るべき受け手が小規模自治体、特に地方部にはいないのが現状であるという中で、どのようにやっていくのか。それから地元というところでは、基本的には外部、都市部からの業者が入ってきて委託を請け負うということに対しては必然的な抵抗感があるという中で、様々な主体が競い合うというのが、はっきり言えば、単に民間との競争だけではなくて、様々なNPO、NGOや第三セクターも含めて人を確保していく、それによってやっていくということを現実を選択している。私はこれは自治に任せるべきであると思っております。

それから、DXの現状について、下呂市の若い職員の方、それから課長、その課長は外部から採用された方ですが、小規模自治体外部からそういうデジタル人材等を採用する自治体が増えています。大変よいことだと思っておりますが、特に下呂市においては、その上で人員を増やさずにやった成果、それはその主体となった係長が各課の相談相手になって、様々なところでどのようにすればITを活用できるのかということ積極的にやっていくことによって庁内でそういう機運が出てきたと、市長は何も言わないといっても、市長がそういうことをきちんと認めているということは大変よいことだと思っております。

その結果として、その郡全体、たしか北飛騨のほうで、奥飛騨慕情の土地でございますけれども、皆さんが連携してやれることはやっていこうと、それをデジタル・ITでやっていこうということにつながっていくというのは、私は県からの人間ですけれども、なかなか県がそういう形が出ていくということはほとんど失敗しておりますので、それぞれの小規模自治体が連携して、例えば昔の総務省が自治省時代にやられていた広域市町村圏的

な範囲の中で、そういう連携が独自に進んでいく。結果的にはそれも、窓口委託も、ではこっちでやっているから、そこを活用してやってみないかという流れにつながっていると  
ころもありますので、そうした流れに大変期待しています。

2040年、公務員は6割程度に減るという時代で、一方で民間人材もITも、はっきり  
言えば、探しても見つからない時代であります。そういう中で、私たちがこの中で言葉  
として出てきたのは、競争ではなくて、共につくり上げるという時代にそろそろ移らな  
ければ、なかなか自治体運営は難しいのではないかというのが結論でした。

非常にコンパクトなよい議論ができたと思っています。事務局の方、ありがとうございます。  
ます。

○浅羽委員長 どうもありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

では、私から一つだけ、質問します。下呂市の外部からいらっしゃった課長ですけれど  
も、具体的にどの業界から来られた方でしょうか。

○古尾谷委員 元の業界は分かりませんが、民間登用で、もう一つ、郡単位のところの何  
かりリーダーをやられていて、その後、市長から請われて下呂市に入られたということだそ  
うです。民間人材、特に30代を超えて40代ぐらいでIT人材というのは、転職がかなり  
激しい職場ですので、外に出ていっているようなので、そういう方が地方に活路を求め  
る、あるいは地方でそういう民間、自治体などのお手伝いをするということが現実にか  
なり出てきているようなので、これはぜひそうした面では活用できるなという感じはして  
おります。

また、課長も含めて、職員のやる気というのが如実に伝わってまいりましたので、特に  
先ほど大上参事官からも言われましたけれども、私達は行革のときに、コストカットを主  
力にしてこれまで人員抑制や費用の抑制をしてきましたけれども、彼らの発想は、もう正  
直言って費用はアップーに來ています。委託費用は下がらなくなっている中で、下げ  
た費用や、あるいはデジタル化によって浮いた人材を福祉とかその他の部門で明確に活用  
しよう、あるいは市民がこういうことを望んでいるというのをもっと掘り下げてやってみ  
ようということを、御本人自らが職員の中でそういう話をしているというのは、非常に自  
治体としては最も必要なことだと思っております。

○大上参事官 少し補足します。先ほどの課長の背景ですけれども、IT企業にもともと  
お勤めの方で、50代半ばのときに、故郷を盛り上げたいという御意思で地元のほうに  
戻られて御活躍をして、早期リタイアされたという御紹介をいただいております。

○浅羽委員長 前田委員、どうぞ。

○前田委員 大変興味深い話をありがとうございました。千葉県でもいっぱい市町村があ  
りまして、特に南のほう、外房のほうというのは、非常に人口も減っていて難しいので、  
本来はDXを進めていくことが必要だけれども、なかなか人材がないということで進ま  
ないわけです。

先ほど古尾谷委員がおっしゃっていた、地域間の連携が必要であるというのは、全くそのとおりだと思いますが、お聞きしたいのは、もしこのようにすれば、地域間の連携、大体、地域間の連携はみんなそれぞれ、自分たちが一番ということでやられるのでなかなか進まないんですが、何か連携を進めるのにいいアイデアみたいなものをもしお持ちであれば、教えていただけるとありがたいです。

○古尾谷委員 言葉では簡単ですけども、連携というのはなかなか進まないですよ。私も神奈川県にいたときに、一つ進んだ例が、退職手当の支給というのは各市町村がやっていますけれども、これを市長会ではなくて町村会が主導して、全部一定のシステム化をして、逆に、それはいいシステムだということで、割と20万規模の大きな市まで入ってきたという例があります。

開発費用が非常にかさむんです。それを個々の自治体でやるのはもう限度が来ていますけれども、都道府県でも、東京都が公金管理のシステムをつくって、全国ただで使っているですからどうぞお使いくださいと度量を示してくれたのですが、1県だけしか使っていません。それぞれに自負があって、なかなか広域で同じシステムを使う……。今度、たしか総務省は、サービスとか、そういうものについては一律化するというのをデジタル庁発足のときに宣言していますけれども、なかなかその先は明らかになっていないです。ただ、そういう中では、一定的には、市長会町村会という集団の集まりの中で、意欲ある自治体が連携を始めたのがまず発端になっていて、それは今も続いています。

それから、例えば図書館利用サービスとか、あるいは体育館やいわゆるスポーツ文化施設の利用などを一元化するというので、一つの垣根が越えられると、ではこれもやってみようということにつながるようで、神奈川県の場合は、横浜市以下、全部の県内の図書館は、どこにでも返せるとか、そういうシステムにしようということで、それは一定程度、今もできているということで、一つ一つ課題を見つけながら、これはやってみようかなと、これは利害がありそうだなというのはみんな避けますけれども、やってみようかなが一つ成功すると次のステップに行くということで、ただ、時間がそうそうないので、それをいつまでやっているのかはこれからの課題だと思いますが、今後5年ぐらいの間には、かなり市町村はもう後ろに詰められていますので、県からも人は来ないですよ。昔は県が人を送ってデジタルを指導するとかやっていたけれども、結局は市町村が自ら育てるか、外部人材を積極的に活用するか、そうした判断になりつつあって、それに、今までは外部の人に対しては庁内にはよそ者意識があったのですが、最近は全くないですね。もうどこの都道府県とか自治体では、外から来た人というのは普通にもう中途採用が増えていますので、そういう人たちとやってみると、何だ、このくらいのことのできるのかということにつながっていくので、一步踏み出さないとなかなか進まないということだと思います。

○前田委員 ありがとうございます。

○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。辻委員。

○辻委員 辻でございます。大変すばらしい議論ができたと思ひまして、それで十分強調しておきたいと思ひていますが、まず事務局におかれましては、自治行政局や下呂市と御調整をしてくださり、それから調査事項をやっていただきまして、誠にありがとうございました。

特に私は下呂市の発表を非常に感慨深く聞いてまして、今皆さんがおっしゃっていたものに加えまして、DX化をするとどうしても今までの業務にDXという業務が上積みされて、さらに、恐らく一時的だとは思いますが、仕事が増えてしまうというまずい点がございます。うまくやっている自治体は、DXと従前の業務をうまく融合させて、まさにコストを削減する、合理化するというところに成功しています。

たしか下呂市でも、そのようなことの問題意識をお持ちでして、単にDXを導入するだけでは駄目で、そもそも従前の仕事をうまく減らす方向で考えなければいけないということをしてたしか議論していたと思ひます。恐らく自治体にはその辺りのノウハウは一切なくて、運がいいと、外部からすばらしい人材が入ってきてその辺りを解消してくれるのですが、なかなかそううまくいきません。ですので、もし可能であれば、総務省などで、こういうそのすばらしい先進事例をよりもうちょっと深掘りして公表すると、ほかの自治体にも非常に役立つのではないかと思ひました。

ありがとうございます。

○浅羽委員長 どうもありがとうございます。

ほかには御意見等ございますでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。

続きまして、議事次第3、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象事業の選定結果等について、御議論いただきたいと思ひます。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○大上参事官 事務局から御報告をさせていただきます。資料2を御覧いただければと思ひます。

昨年12月の第304回本委員会におきまして、新たに市場化テストの対象とする事業の選定につきまして、中間報告としまして、事務局から御報告したところです。その際、昨年12月時点においては、市場化テストの対象事業の候補とされた事業につきましては、次の調達に向けた各府省における取組によりまして競争性が改善される可能性があることとか、特にシステム関係事業につきましては、事業のスケジュールや業務内容などについてより詳細に確認・整理した上で議論する必要があるということから、事務局におきましてこれらの状況を整理した上で改めて委員会に御報告することとしておりました。今般、これらにつきまして取りまとめましたので、その結果を御報告したいと思ひます。

なお、今から御報告する内容につきましては、改革小委員会の委員、専門委員の方にも御報告しているところです。

まず、資料2の1についてですけれども、今回新たに市場化テストの対象事業としまし

て、資料2の2ページ目に表1がございますけれども、こちらの表1の8事業を選定することとしたいと思っております。

昨年12月時点から、4事業につきましては、各府省における取組によりまして競争性の改善が見られましたため、今回の選定は見送ることといたしました。

また、システム関係の事業のうち3事業につきましては、小尾委員、大山専門委員に御相談させていただき、事務局で情報を整理して検討した結果、令和6年度は、実施機関の担当レベルで事業全体に関する今後の方針そのものについて検討するという状況でして、その状況を踏まえませんと市場化テストの対象とすることの適否の判断がなかなか難しいということから今回の選定自体は見送りまして、次に御説明する改善要請事業に位置づけた上で、引き続き状況をフォローし、今後の選定に向けて検討したいと事務局では考えております。

表1の8事業につきましては、本年度の基本方針の別表に追加するべく、今後、実施機関と調整してまいりたいと考えております。

次に、資料2の3ページ目の表2ですけれども、「2」の改善を要する事業につきまして、こちらは今後も競争性の改善など、各府省における自主的な取組を促していく事業として、35事業を選定することとしたいと考えております。こちらは、昨年度までに改善要請をした事業のうち、まだ改善が見られていない10事業、番号でいうと1番から10番までと、先ほど申し上げたシステム関係の3事業を含む、新たに改善を要請する必要があると整理した25事業、11番から35番までの合計35事業となっております。こちらにつきましては、今後、市場化テストの対象事業とすることも含めまして、状況をフォローしてまいりたいと考えております。

御報告は以上となります。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。

ただいま御報告いただきました内容につきまして、御意見、御質問等ある委員は御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見等はないようですので、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象事業の選定の結果等については、本案のとおりといたします。

なお、本案の選定に当たりまして、先ほど大上参事官からもお話がありましたけれども、システムに関連する事業につきまして、小尾委員並びに大山専門委員におかれましては、専門的な見地より非常に貴重な御意見を承りました。重ねて感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

続きまして、議事次第4、「公共サービス改革基本方針（原案）」について、御審議をいただきたいと思っております。

それでは、こちら事務局より御説明をお願いいたします。

○大上参事官 事務局より御説明いたします。資料3をお手元に御用意いただければと思



います。

この基本方針ですけれども、御承知とは思いますが、公サ法におきまして、総務大臣は、公共サービス基本方針を策定し、閣議決定することとされておりますが、基本方針の案の策定段階において委員会の議を経ることとされております。基本方針は、例年7月に閣議決定をしております、公サ法に基づく委員会の審議は6月に行っております。法律に基づく議を経る意味での審議ということでございます。本日は、その前段階としまして、基本方針の本文につきまして御議論いただくものでございます。

なお、別表につきましては、先ほど御報告し、皆様から御了解いただきました新たな選定事業も踏まえまして、今後、実施機関と協議をして、6月の委員会に御報告、お諮りしたいと考えております。

御承知のとおりですけれども、基本方針は、記載事項が法定されておまして、政府全体の方針ということもございまして、平成18年以降、最初に基本方針が閣議決定された年でございますけれども、本文の記載内容そのものは大きくは変えてきていないところでございます。

他方、昨年前半までのコロナ禍など、市場化テストの実施に当たり留意すべき社会の状況の変化などにつきまして、政府方針を踏まえて、必要な修正を毎年行ってきたところでございます。今年度も同様の趣旨から原案を作成しております。

修正箇所ですけれども、2ページ目の2におきまして、人手不足や物価高に関する政府の認識の反映、また、昨年度、石田委員からも御指摘いただきましたけれども、デジタル技術の進展など、市場化テストの事業を取り巻く環境の変化の認識や、留意すべき事項につきまして、政府方針を踏まえまして記載しております。

また、政府でも、コロナ禍は乗り越えたという政府認識がございまして、これも踏まえまして、昨年度まで主にコロナ禍への対応を念頭に記載していた箇所につきまして、デジタル技術の進展に留意するといった要素は前段に明記した上で、記載そのものは整理をしているところでございます。

また、この後に御議論いただきますけれども、今般、新プロセスを廃止したいと考えておりますことから、御了解をいただけましたら、このことを踏まえまして修正、そのほか、細かな文言を修正しております。

本日は本文のみをお示ししておりますけれども、今後、別表につきましても、先ほど御了解いただきました新規の市場化テストの対象事業を追加するとともに、今後、今月末から来週も早速入ってございますけれども、委員会で御審議いただく各事業の評価結果を反映させるべく、実施機関と協議をし、基本方針全体について各府省と調整した上で、6月に改めまして法に基づきまして委員会にお諮りする予定でございます。

事務局からは以上となります。

○浅羽委員長 どうもありがとうございます。

ただいまの事務局よりの御発言の内容につきまして、御意見や御質問等ございませんで

しょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。

事務局から発言がございましたら、お願いいたします。

○後藤事務局長 本日は御審議いただきまして、ありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、基本方針の原案、それから事業選定に関しましてこれまで御審議いただきまして、ありがとうございます。これまでいただきました御議論を踏まえまして、7月の閣議決定を念頭に置きまして、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。先ほどもございましたように、6月の委員会でも御審議いただきたく存じますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。

それでは、公共サービス改革基本方針につきましては、来る6月の官民競争入札等監理委員会におきまして、委員会としての議了をしたいと考えております。事務局におかれましては、引き続き作業をお進めください。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事次第5、実施要項に関する指針、標準例等の改正について、御審議をいただきたいと思っております。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○平井企画官 事務局でございます。指針等、標準例の改正につきまして、事務局から説明をさせていただきます。資料の番号で申しますと、資料4-1から資料4-10及び参考資料D-1、D-2です。

改正の対象となる指針等ですが、市場化テスト対象事業の実施要項の作成や、事業評価に当たりまして、それぞれの実施機関が市場化テストの制度の趣旨に沿って適切に案の作成などが進められるようなガイダンスとして整理しております。また、標準例につきましては、実施要項のひな形として実施機関に示しているものです。

調達に関わる制度等の動きが毎年ありますので、そうした内容を反映させるために、例年、この年度替わりのタイミングで改正を行っております。

改正の見直し後の指針等、標準例は、資料4-3から4-10ですが、改正の概要につきまして、資料4-1にまとめております。本日はこれを中心に御説明をさせていただきます。

まず、資料4-1の表面の1ですが、改正の対象といたしましては、指針等が5本、標準例が3本となります。

改正の内容につきまして、概要について、裏面の2にポイントを整理しております。

まず(1)、新プロセスの廃止です。評価において良好な実施結果が得られました事業につきましては、平成24年4月に監理委員会の審議手続を簡素化する新プロセス制度が創設され、さらに平成26年3月に市場化テストを終了する終了プロセス制度が創設されております。先月でございますけれども、令和6年3月末をもって新プロセス制度の対象事

業は全て市場化テストを終了することとなり、平成26年3月に終了プロセスが創設されておりますので、今後、新プロセス制度へ移行する対象事業の見込みがないことから、新プロセス制度を廃止することとし、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」を「市場化テスト終了プロセス運用に関する指針」に改めるとともに、関係する指針等、標準例中の新プロセスの規定の削除等の改正を行うものです。

続きまして(2)ですが、「民間競争入札に準じた手続による一般競争入札実施に関する考え方(平成20年3月27日内閣府公共サービス改革推進室)」の廃止です。本考え方に規定されました簡易型民間競争入札につきましては、施設の管理・運営等業務及び独立行政法人関連業務で、小規模事業(単年度事業費おおむね1,000万円未満)を対象といたしまして、監理委員会の審議を簡素化する制度ですが、平成30年4月以降は本制度の対象事業が存在しないことから、本考え方を廃止するものです。

続きまして(3)、去る3月11日付の「デジタル・スタートアップの公共調達参入機会拡大に向けた情報システムに係る調達における評価制度の運用について(通達)」に基づきまして、指針等、標準例につきまして、所要の改正を行うものです。本通達は、情報システムに係る調達のうち、総合評価落札方式における評価項目につき、スタートアップ事業者に対して加点措置を行うものです。取組主体は国の機関となっております。

令和6年度から対象事業者につき加点措置を行うことが政府全体の方針として示されたことを踏まえまして、今回の指針、標準例等の改正において、所要の改正、すなわち公共調達の中で一定の優先的な配慮を行うべきとされている事項、例えば男女共同参画に対する取組でありますとか、ワークライフバランス等の推進に係る取組でございますとか、賃上げの実施等に関する取組にデジタル・スタートアップを新たに追加するものです。

(4)、資料4-4の「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」の改正についてです。

資料4-4の4ページの3に、「なお、契約期間が長期に及ぶことにより、人件費等のコストの予見が困難になる場合は、事業期間の短縮を検討すること」という文章と、改行して、その次に続きまして、「他方、競争環境を維持し、対象公共サービスを不断に見直す観点からは、実施期間が過度に長期となることは適切ではない」の記載がありますが、この2つの文章はどちらも、事業期間を長く取ることにつき、適切ではないとしてますので、まとめたほうがよいのではないかと御指摘が委員からございました。いただいた御指摘を踏まえまして、2文を1文とし、「なお、競争環境を維持し、対象公共サービスを不断に見直す観点からは、実施機関が過度に長期となることは、人件費等のコストの予見が困難になる等適切ではない」と修正をしております。

続きまして(5)ですが、これは、実施機関の二重チェックを防止するためのチェックリストの見直し、それから分野別の実施要項標準例間の記載ぶりを合わせる等の修正を行っております。

最後に(6)ですが、これはその他、誤記等、軽微な修正を行うものです。

市場化テストの取組に当たっていただく実施機関の担当者の方々に誤解とか混乱がないように、実施要項の作成の作業を効果的・効率的に行っていただくという趣旨で、細かい書きぶりなども含めて見直しをしております。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○浅羽委員長 御説明どうもありがとうございます。

本件につきまして、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

石田委員、お願いいたします。

○石田委員 今の御説明にはありませんでしたが、標準例の改正について議論は、今ですか。後でしょうか。

○平井企画官 今回併せて標準例の改正も行うものでございます。

○石田委員 それでは、今、意見を申し上げてよろしいでしょうか。それとも、また違うところですか。

○平井企画官 今で結構です。

○石田委員 私は小委のAなので、施設の管理・運營業務標準例の資料4-8の33ページの中段を御覧下さい。ここでは※印で「施設利用者アンケートの満足度については、施設利用者に対してアンケート調査を行う。アンケート用紙は、施設利用者の目にとまる場所に用意し、利用者が自由に持ち帰り又はその場で記入できるようにする。回収箱はアンケート用紙と同様の場所に設置し、回収したアンケートは月ごとに整理する」とあります。先ほどDX化のお話がありましたけれども、私たちは普通の生活でいろいろな場面でアンケートを取りますが、私は既に何年も紙でアンケートを回答したという記憶がございません。大学でも授業評価アンケートは電子化されています。例えば1,000件、紙で回答を回収すると、そこで新たに集計業務が発生いたします。これを電子化すれば、締め切後にすぐに結果が自動集計できます。是非ここは、いつまでも紙媒体ではなく、勇気を出して、アンケート調査は原則として電子化するとしていただきたいと思います。

あと、もう一つよろしいですか。次に、今度は35ページですが、最下段で(2)「光熱水費」とあります。ここでは「【国の行政機関等】は、民間事業者が本業務を実施するのに必要な電気・水の使用を無償とする」とあります。無償にするのは構わないんですが、ここで使いたい放題、モラルハザードが発生するといけませんので、ぜひ節水・節電の機運を醸成するために、提案として、※印として、「節水・節電を促すような具体的指標の設定が望ましい」と追記した方が良くないかと思います。

以上2点です。よろしく御審議をお願いします。

○平井企画官 先生、どうも大変貴重な御意見をありがとうございます。

最初のほうのDX化の話ですが、現在でもチェックポイントはございます。資料4-5でございますけれども、ここに、民間事業者が「創意工夫を発揮する観点から、性能発注や入札時の企画書等による入札参加者からの改善提案を導入する（例えばIoTの活用に

よる業務の効率化等)」と明記されておりました、実施機関に事業の効率化等を促しております。

また、同じくこの実施要項における競争性改善上のチェックポイントにおいて、「民間事業者が積極的に創意工夫の提案を行うよう、評価項目や評価基準を設定し、評価において重視するポイントを明らかにする」よう明記しております。

いずれにいたしましても、民間事業者が創意工夫を発揮し、事業の効率化を進めることが重要であることと認識しておりますので、事務局といたしましても、市場化テストの対象事業につき、民間事業者の創意工夫を発揮する実施要項や仕様書となっているのか、引き続きしっかり確認し、促していきたいと思っております。

それから2つ目の御指摘の光熱費の話でございますけれども、大変貴重な御意見をありがとうございました。確認いたしまして、今後、必要な検討を加えてまいりたいと思っております。

○浅羽委員長 石田委員、どうぞ。

○石田委員 御回答ありがとうございました。今のお話ですと、民間業者の創意工夫を待つということですが、これは仕様書の標準例ですので、この標準例を見ると、アンケートを紙ですべしとしか読めません。電子化を民間事業者の創意工夫を待つのではなく、ここはちょっと思い切って原則電子化にする、あるいは原則がまずいのであれば、「アンケート調査は電子化することが望ましい」等と書かないと、いつまでたってもずっと紙のままかなと思います。御検討いただければと思います。

以上です。

○平井企画官 ありがとうございます。貴重な御意見、確認いたしまして、また検討して、お答えをいたしたいと思っております。

○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきたいと思っております。

監理委員会といたしましては、実施要項に関する指針、標準例等の改正（案）につきましては、ただいま石田委員よりいただきました2点の改善提案につきまして、調整させていただきたいと思っております。その上で、監理委員会として、全体としては異存はないという結論といたしたいと思っておりますが、委員の皆様方、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○浅羽委員長 石田委員から承りました提案につきまして、今後、検討の進め方等につきましては、大変申し訳ございませんが、委員長に一任させていただいて、事務局と詰めていくということで進めてよろしいでしょうか。

○石田委員 よろしくお願ひします。

（「異議なし」の声あり）

○浅羽委員長 それでは、そのように進めさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。  
これで本日の監理委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —